

# J-クレジット制度 プロジェクト計画書 （排出削減プロジェクト用）

---

プロジェクトの名称：

食品工場における木質バイオマスボイラー導入による  
CO2 削減プロジェクト

プロジェクト 実施者名	井村屋株式会社
----------------	---------

妥当性確認申請日 2015 年 9 月 3 日

プロジェクト登録申請日 2015 年 11 月 18 日

## 1 プロジェクト実施者の情報

### 1.1 プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者がいる場合は代表実施者）

実施者名	(フリガナ) イムラカベ シカゴ イヤ
	井村屋株式会社
住所	〒514-8530 三重県津市高茶屋七丁目1番1号

### 1.2 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

実施者名	(フリガナ)
住所	

※1 複数のプロジェクト実施者が参加する場合には、欄をコピーしてそれぞれのプロジェクト実施者の情報を記載すること。

### 1.3 J-クレジット保有者 ※1

保有者名	(フリガナ)
住所	

※1 J-クレジット保有者が決まっている場合は記入すること。

※ 以下、複数のプロジェクトをまとめて申請する場合は、2～4の内容を方法論ごと・実施場所ごとに記載すること。

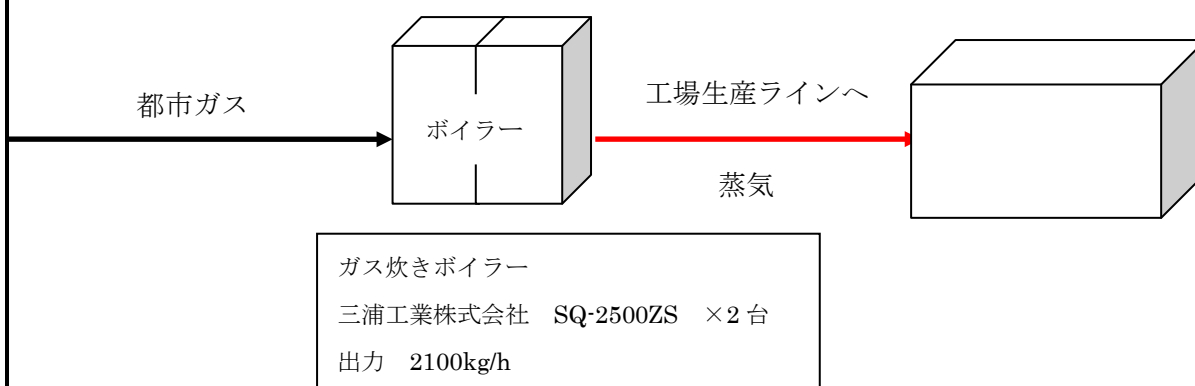
## 2 プロジェクト概要

### 2.1 プロジェクトの目的及び概要

プロジェクト名	食品工場における木質バイオマスボイラー導入による CO2 削減プロジェクト	
目的	食品工場の熱源に木質バイオマスボイラーを導入することで、化石燃料の代替を行い CO2 排出量を削減する。また燃料に地元の未利用木材を利用することで、森林経営を促進させ、燃料の地産地消を促進させる。	
概要（削減方法）	井村屋株式会社の工場の熱源に木質バイオマスボイラーを導入することで、ガス焼きボイラーによる化石燃料の代替を行い CO2 排出量を削減する。	
プロジェクト実施場所	実施事業所名	井村屋株式会社 本社工場
	住所	三重県津市高茶屋七丁目 1 番 1 号

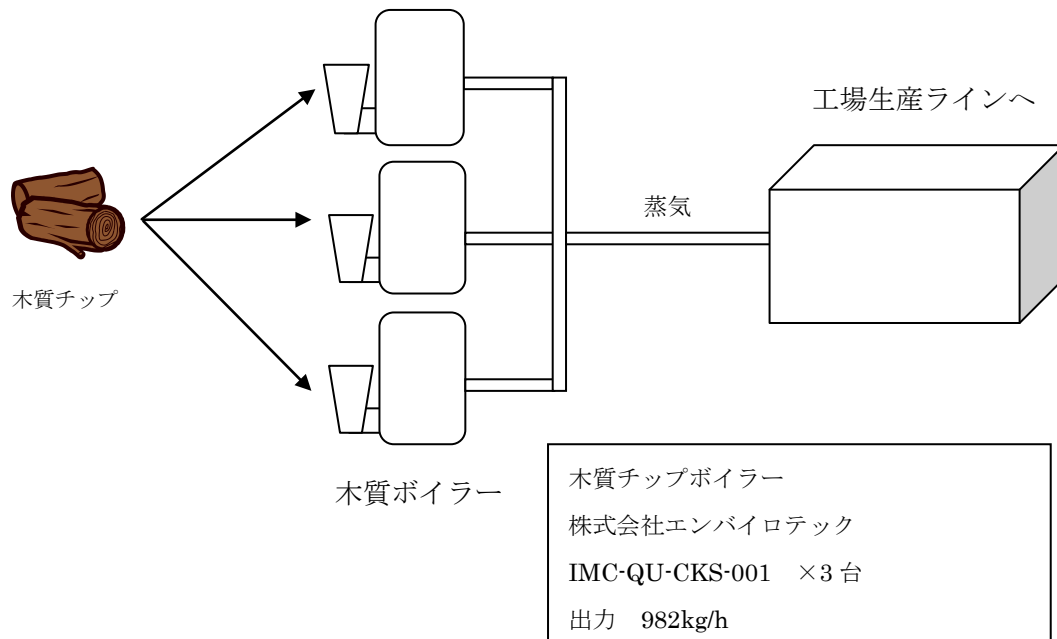
### 2.2 プロジェクト実施前後の状況

(プロジェクト実施前の概要図※1) :



※1 詳細な設備情報は別紙 (A.1) に記載すること。ただし、設備の種別、台数、燃料、出力等の情報は図中に記載すること (具体的な記載範囲は記載例参照)。また、新設プロジェクト又は国内クレジット制度若しくはオフセット・クレジット (J-VER) 制度から移行したプロジェクトの場合にはベースラインとして設定した標準的な設備の情報を記載すること。

(プロジェクト実施後の概要図 ※2) :



※2 詳細な設備情報は別紙 (A.1) に記載すること。ただし、設備の種別、台数、燃料、出力等の情報は図中に記載すること (具体的な記載範囲は記載例参照)。

### 2.3 プロジェクト要件への適合

<p>プロジェクトの実施日 ※1</p>	<p>■2013年4月以降に実施されたプロジェクトである □2012年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認及びオフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト登録のいずれも受けていない ※2 □2008年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認又はオフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト登録を受けている ※3</p>
<p>追加性</p>	<p>■追加性を有している ※4</p>

※1 「プロジェクトの実施日」とは、設備の稼働日や燃料の切替えを行った日を指す。

※2 2013年度中に限り J-クレジット制度のプロジェクトとして登録申請を行うことができる。

※3 国内クレジット制度又はオフセット・クレジット (J-VER) 制度から移行したプロジェクトについては、「2013年4月以降に実施されたもの」という要件を満たしている必要はない。ただし、標準的な設備をベースラインとして設定する必要がある。

※4 追加性評価に関する詳細情報は別紙 (A.2) に示すこと。方法論の7. 付記において、追加性の評価が不要とされているもの (ポジティブリスト) については、別紙 (A.2) の記入は不要。

### 3 方法論

#### 3.1 適用方法論

適用する方法論	方法論番号	EN-R-001 ver.1.1
	方法論名称	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
更新/新設 ※1	■更新プロジェクト □新設プロジェクト	

※1 ベースラインとして標準的な設備を設定する場合、「新設プロジェクト」となる。

#### 3.2 方法論の適用条件への適合 ※1

条件 1	■ 適合している	説明 一般的には化石燃料が使用されるボイラーでバイオマス固形燃料(木質チップ)を使用するため、条件 1 を満たす。
条件 2	■ 適合している	説明 バイオマス固形燃料を使用する設備で生産した熱は全て自家消費しているため、条件 2 を満たす。
条件 3	■ 適合している	説明 バイオマス固形燃料(木質チップ)の原料は建築廃材であり、未利用の木質バイオマスであるため、条件 3 を満たす。
条件 4	■ 適合している	説明 当該プロジェクトは家庭用暖房ではないため該当しない。
条件 5	■ 適合している	説明 当該プロジェクトは更新前の設備の効率等の仕様書が取得でき、法定耐用年数の 2 倍を超えずに継続して利用できていた。また更新前後で設備のエネルギー量以外の能力特性が変わらずに、更新後の設備の定格能力が更新前の設備の定格能力に対して 1.5 倍を超えない。化石燃料からバイオマス固形燃料への転換によって CO2 排出量が削減されるため、設備のエネルギー効率に関する条件は満たす必要はない。なお設備で利用する熱は全て自家消費している。 以上より条件 5 を満たす。

※1 記載内容に関する根拠資料や関連情報等について、妥当性確認機関からの要求に応じて情報提供を行うこと。

### 3.3 モニタリング・算定方法

ベースライン排出量 ※1				
主要／ 付随的	排出活動	温室効果ガス の種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	対象設備の使用	CO2	—	■排出量の算定を行う

プロジェクト実施後排出量 ※1				
主要／ 付随的	排出活動	温室効果ガス の種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	対象設備の使用	—	—	■排出量の算定を行う
付随的	バイオマス原料の運搬	CO2	3.6	■排出量の算定を行う。ただし、排出量のモニタリングを省略し、影響度により排出量を評価する。
付随的	バイオマス固形燃料 化処理施設の使用	CO2	6.8	■排出量の算定を行う
付随的	バイオマス固形燃料 の運搬	CO2	1.0	■排出量の算定を行う。ただし、排出量のモニタリングを省略し、影響度により排出量を評価する。
付随的	対象設備に付随する 追加設備の使用	CO2	18.2	■排出量の算定を行う。

※1 各排出活動の排出量算定方法及び影響度の算定方法については別紙（A.3）に記載すること。

※2 モニタリング方法については別紙（A.4）に記載すること。

#### 4 排出削減計画

認証予定期間 ※1	2015年 11月 18日 ~ 2021年 3月 31日 ( 5年5ヶ月)			
排出削減計画 ※2	年度	ベースライン排出量	プロジェクト実施後 排出量	排出削減量
	2013年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2
	2014年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2
	2015年度	1,383.4 t-CO2	316.5 t-CO2	1,066 t-CO2
	2016年度	3,768.1 t-CO2	862.0 t-CO2	2,906 t-CO2
	2017年度	3,768.1 t-CO2	862.0 t-CO2	2,906 t-CO2
	2018年度	3,768.1 t-CO2	862.0 t-CO2	2,906 t-CO2
	2019年度	3,768.1 t-CO2	862.0 t-CO2	2,906 t-CO2
	2020年度	3,768.1 t-CO2	862.0 t-CO2	2,906 t-CO2
	合計	20,223.9 t-CO2	4,626.5 t-CO2	15,596 t-CO2
年度ごとに排出削減量が異なる場合の理由	<input type="checkbox"/> 電力の CO2 排出係数の影響による <input type="checkbox"/> その他の理由 (以下に記載すること)			

※1 認証予定期間は、プロジェクト登録の申請予定日若しくはモニタリングが可能となる予定日のいずれか遅い日から 2021年3月31日までの間で設定すること。

※2 排出削減量の算定方法については、別紙 A.3 に記載すること。

## 5 データ管理

データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、J-クレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）「2.4」を参照のこと。

### 5.1 モニタリング体制

データ管理責任者 ※1	井村屋株式会社 管理部 主任
モニタリング担当者 ※1	井村屋株式会社 工場 ボイラー設備担当

※1 担当者の組織、役職名を記載すること（個人名は不要）。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

### 5.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

モニタリングデータの収集・記録・保管の手続 ※1	<ul style="list-style-type: none"><li>・モニタリング担当者は、流量が自動集計される専用端末から使用量を確認し、毎月末にバイオマスボイラー日報として保管、管理する。</li><li>・モニタリング責任者は、月初めに担当者が集計したデータを確認し、管理・保管する。</li><li>・プロジェクト実施前の都市ガスボイラーの仕様書を保管する。</li><li>・プロジェクト実施後のバイオマスボイラーの仕様書を保管する。</li><li>・プロジェクト実施後の追加設備の定格電力をカタログ値で把握する。</li><li>・バイオマスボイラー日報より稼働日数を確認する。</li></ul>
データ保存期間 ※2	認証対象期間終了後 2 年間

※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。

※2 原則認証対象期間終了後2年間とする。



## 6 特記事項

### 6.1 排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクの特定について ※1

排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクがあるか

有 無

※1 プロジェクト排出量が増加し、ベースライン排出量を上回る可能性のあるリスクも含む。リスクの例は、記載例を参照

(「有」にチェックした場合に記入)

項目	概要
リスク要因	

### 6.2 ダブルカウントの防止措置について

類似制度へプロジェクトを登録しているか。

登録している

(類似制度名： \_\_\_\_\_)

類似制度での認証予定期間： \_\_\_\_\_ )

登録していない

### 6.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。

法令等の義務履行によるものではない。

法令等の義務履行によるものである。